下記のとおり公告に付します。 令和3年7月30日

支 出 負 担 行 為 担 当 官警察庁長官官房会計課理事官 貝沼 諭

記

1. 公募に付する事項

本業務は、「第51回全国白バイ安全運転競技大会に伴う車両借上・整備等」について、下記「2.公募に参加する者に必要な資格等に関する事項」の要件を満たし、契約予定者以外に本業務の実施を希望する者を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請するものである。

なお、公募の結果、応募要件を満たすと認められる申込者が1者以上あれば競争入札を行うものとし、 当該申込者がなければ随意契約を行うことを予定している。

- 2. 公募に参加する者に必要な資格等に関する事項
- (1)予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。 なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同 条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和1・2・3 (平成31・32・33) 年度内閣府競争参加資格 (全省庁統一資格)「役務の提供等」の A、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。
- (4) 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国 発注業者等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 3. 公募手続等の問合せ先及び参加意思確認書の提出期限等
- (1) 担当部局

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館内 警察庁交通局交通指導課 電話番号 03-3581-0141(代表)

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和3年8月20日(金) 17時00分

上記(1)に同じ。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。

- (3) 公募参加者は、警察庁担当者が求める説明及び文書の提出に、速やかに対応すること。
- 4. 参加意思確認書等の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の参加意思確認書等は無効とする。

- 5. その他
- (1) 手続において使用する言語 日本語に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3(1)に同じ
- (3) 資格等に関する書類は返還しない。

参加意思確認書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所

会社名

代表者名

「第51回全国白バイ安全運転競技大会に伴う車両借上・整備等」の事項に係る参加意思確認資料について、下記の書類を添えて申請します。なお、予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること、警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと及び警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと並びに添付書類等の内容については事実と相違いないことを誓約します。

記

・令和1・2・3 (平成31・32・33) 年度内閣府競争参加資格 (全省庁統一資格)

契約書(案)

警察庁(以下「甲」という。)と次のとおり委託契約を締結する。

(以下「乙」という。)とは、

- 1 契約事項 第51回全国白バイ安全運転競技大会に伴う車両借上・整備等
- 2 委託内容 詳細は別添「仕様書」のとおり
- 3 契約金額 ¥ .-

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ¥ .- 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。

- 4 履行期間 令和3年10月6日から令和3年10月11日
- 5 契約保証金 徴収免除

(目的)

第1条 乙は、この契約に定める条件に従い、第51回全国白バイ安全運転競技大会に伴う 車両借上・整備等(以下「業務」という。)を請負い、誠実に履行し、甲はその対価を 支払うものとする。

(契約保証金)

第2条 乙は、この契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記 契約保証金を現金又は国債をもって、契約締結の際、甲に納めなければならない。

(監督)

第3条 甲は本契約の履行に際し、甲の指定する職員をもって監督に当たらせることができる。

(検査)

第4条 乙は、業務の終了後、速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員の検査を受けるものとする。

(料金)

第5条 料金は、上記のとおりとする。

(料金の改定)

第6条 物価の変動その他の理由により料金を改定しようとする場合は3箇月前の事前の 通知により、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(料金の請求)

第7条 乙は、甲の係官による作業報告書の確認を受けた後、第5条に規定する料金を甲 に請求するものとする。

(料金の支払)

第8条 甲は、前条に定めるところにより、業務の履行について確認した後、乙から適法 な支払請求書を受理した日から30日以内(以下「約定期間」という。)に、その対価を 乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

- 第9条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、 約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締 結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定 に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなけれ ばならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による 場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払う ことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとす る。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

- 第10条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関(以下「金融機関」という。)、資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社(以下「特定目的会社」という。)、又は信託業法(平成16年法律第154号)第2条第2項に規定する信託会社(以下「信託会社」という。)に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関、特定目的会社又は信託会社(以下「丙」という。)に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法(明治29年法律第89号)第467条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意、又は遵守させる義務を負う。
 - (1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を保留する。
 - (2) 丙は、譲渡対象債権を第一項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに 質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。
 - (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約

- の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間に おいて解決されなければならないこと。
- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が 行う弁済の効力は、支出に関する事務を予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号) 第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時 点で生じるものとする。

(契約の解除及び違約金)

- 第11条 甲は、自己の都合によりこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、 その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、この契約の全 部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙に、以下の事由が生じた場合
 - ① 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、手形交換所の取引停止 処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立若しくは処分を受け るべき事由を生じた場合
 - ② 手形、小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立を受け、若しくは自ら申し立てた場合
 - ③ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合
 - (2) 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合
 - (3) 乙が第12条第1項に該当する場合
 - (4) 乙が第19条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合
 - (5) 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合
- 4 甲は、第2項及び第3項に該当する場合、違約金として未履行期間に相当する金額の 100分の10に相当する金額を乙より徴収する。ただし、乙が契約保証金を納付している 場合は、当該保証金を違約金に充当する。
- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めたときは、前項の違約金の徴収を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

- 第12条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3

において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による課徴金の納付命令を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条 又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑の容 疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起された ときを含む。)。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

- 第13条 乙は、次の各号に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かに かかわらず、違約金(損害賠償額の予定)として契約金額の100分の10に相当する額を 甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条 の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定に よる排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同 法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納 付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第 1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同 法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)及び第7項の規定による 納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合 において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することができる。
- 5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率(年の日数は閏年の日を含む期間についても、365日で換算する。)を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

(損害賠償)

- 第14条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し第11条第4項、第 13条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害を賠償させることができる。ただし、 乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 乙は、第11条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受

領した日より30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が 乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

(再委託)

- 第15条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律 第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)を含む。以下同じ。)に委託 してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、 この契約の一部(仕様書に示す業務の主たる部分を除く。)を第三者に再委託(再々委 託以降の委託を含む。以下同じ。)する場合は、乙は、再委託承認申請書(別紙様式) を再委託開始の10日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。
- 2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その 結果を再委託承認書(別紙様式)で乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認 を受けなければならない。
- 4 乙は、この契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者 の行為について、全ての責任を負うものとする。
- 5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

(管轄裁判所)

第16条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

(秘密の保持)

第17条 甲乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第18条 この契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議 の上解決するものとする。

(暴力団排除)

第19条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(特記事項)

第20条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に添付された仕様書、特記事項が抵触する場合は、仕様書、 特記事項が優先する。 上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上各自1通 を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官 警察庁長官官房会計課理事官 貝 沼 諭

Z

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても 該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号のいずれかの属性を有し、又は行為をなす者(以下「解除対象者」という。)を再受託者(再受託以降の全ての受託者を含む。)及び乙又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方(以下「再受託者等」という。)としないことを確約する。

(再受託契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、本文第15条に定める事前承認後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託 者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託 者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措 置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官 警察庁長官官房会計課理事官 殿

印

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が本契約事項に違反した場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の	
住所及び氏名	
再委託を行う業務	
の範囲	
再委託を 必 要	
とする理由	
再 委 託 期 間	
再 委 託 率	
(全請負に対する再委託の割合)	

- ※ 次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始 10 日前までにこの申請書に添付の上、 提出すること。
- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他警察庁が指示する書類

審	査	結	果	承認	非承認
承認と	思 又 に し た	ま非産	路田		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する(承認しない)。

支出負担行為担当官 警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下請負(再委託)をするにあたり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ること となっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。)ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表)等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 次の何れにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
- (1) 下請負(再委託)の相手方として不適当な者
 - ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、 法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をい う。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与 している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。 以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下 同じ。)であるとき
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に 損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する などしているとき
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると き
- (2) 下請負(再委託)の相手方として不適当な行為をする者
 - ア 暴力的な要求行為を行う者
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者
 - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を 行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

笛	51	回全国	白バイ	安全证	転競技	$+ \triangle O$	車 而東	改借笠	什样書
カラ	\mathcal{I}	世 土 巴		女 土 趋	- 中4 龙儿 1火 /	ハエツ	' ' 	台川 守	11上 1次 音

- 1. 車両整備仕様書・・・・・・・・・ P.1
- 2. 車両借上げ及び車両整備仕様書・・・・・ P.3

車両整備仕様書

1 目的

令和3年10月8日から10日に開催される全国白バイ安全運転競技大会を 円滑かつ厳正公平に実施するため、競技車両の点検整備を行う。

2 内訳

(1) 点検整備車両

白バイ ホンダ社製 CB1300P…48台

(2) 点検整備期間及び実施場所

令和3年10月6日(水)から同年10月11日(月)までの6日間 自動車安全運転センター・安全運転中央研修所内

※ 茨城県ひたちなか市新光町605-16

(3) 点検整備項目

ア 点検整備

- ※ 自動車点検基準(昭和26年8月10日 国土交通省令第70号)別表 第7(二輪自動車の定期点検基準)及び別紙1「競技車両の点検 一覧」による点検整備
- イ 競技におけるステップの接地の有無を確認するためのテープの貼付 及び除去
- ウ 選手からの申告及び主任審判員等から指摘のあった不具合箇所
- (4) 点検整備の時期等
 - ア 大会開催前までに、上記(3)ア及びイの点検整備を行い、不良箇所を 発見した際には修繕を確実に行うこと。また、全車両同一のコンディ ションに仕上げること。
 - イ 大会1日目(8日)から3日目(10日)、各競技の前後において、上記(3)の点検整備を行い、不良箇所を発見した際には修繕を確実に行うこと。
 - ウ 大会終了の翌日(11日)、上記(3)ア及びイの点検整備を行い、不良 箇所を発見した際には修繕を確実に行うこと。
 - エ 修繕に用いる部品については、請負業者において調達すること。
 - オ 競技において想定される交換用部品については別紙2「交換用部品 一覧」を参考に積算すること。なお、別紙2の数量については概算で あり大幅に増減するおそれがある。
- (5) 上記点検整備を行う者は、自動車整備士資格を有すること。

3 その他

- (1) 整備及び修繕内容の細部については、警察庁担当者及び主任審判員と協議のうえ決定すること。
- (2) 上記 2 (3) 及び (4) の点検整備等を行う都度、警察庁担当者及び主任審 判員の確認を受けること。
- (3) 点検整備等にあたっては、大会の進行に影響を及ぼさない体制を確保すること。
- (4) 競技において公平性を保つため、車両番号標及び車体表示等をマスキング等により、外観上から車両を識別(特定)できないよう施工すること。また、大会終了後、施工箇所を復元すること。
- (5) 大会期間中、公平性を担保するため、選手等との接触を避けるととも に車両の点検整備に関する一切の情報について漏洩してはならない。ま た、大会期間中の宿泊場所については、警察庁担当者と協議のうえ決定 すること。
- (6) 契約に必要となる全ての費用は、請負業者において負担すること。
- (7) 作業完了後、完了報告書を提出すること。
- (8) 本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は、警察庁担当者と協議して決定するものとする。

車両借上げ及び車両整備仕様書

1 目的

令和3年10月8日から10日に開催される全国白バイ安全運転競技大会に おけるトライアル走行操縦競技及び不整地走行操縦(モトクロス)競技並 びに令和3年10月7日及び8日に開催される審判講習会に必要な車両を借 上げる。 また、当大会を円滑かつ厳正公平に実施するため、借上げ車両 の点検整備を行う。

2 借上げ車両関係

- (1) 借上げ車両(台数、期間)
 - ア 全国白バイ安全運転競技大会審判講習会用 オフロード二輪車 (ホンダ社製 CRF250L) 5台×2日間 (10/7、8)
 - イ 全国白バイ安全運転競技大会用 オフロード二輪車 (ホンダ社製 CRF250L) 40台×2日間 (10/9 午後、10/10 午前)
- (2) 搬送車両関係
 - ア 搬入及び搬出時期

搬入:10月7日から行う審判講習会まで

搬出:競技大会終了後、警察庁担当者と調整のうえ行う

イ 場所

自動車安全運転センター・安全運転中央研修所内

※ 茨城県ひたちなか市新光町605-16

- (3) 車両に関する留意事項
 - ア 次の装置等について取り外したものであること。 前照灯、方向指示器(前後部)、尾灯、速度計(計器類)、警音器、 後写鏡、ツールボックス内ツール、ナンバープレートブラケット
 - イ 装着タイヤは、ブリヂストン製で前輪 TW301(3.00-21 51P)、後輪 TW302 (120/80-18 M/C 62P) とし、摩耗の度合いについては全車両同 等とすること。
 - ウ アンダーガード、ラジエターガード、尾灯配線カバーを装備すること。
 - エ シートセットボルト(左右)を短いものに変更すること。
 - オーハンドル位置をポンチマーク1個分、上方向とすること。

3 点検整備関係

- (1) 点検整備の対象車両は、上記2(1)の車両とする。
- (2) 点検整備期間

令和3年10月7日(木)から同年10月10日(日)までの4日間

(3) 点検整備実施場所

自動車安全運転センター・安全運転中央研修所内

- ※ 茨城県ひたちなか市新光町605-16
- (4) 点検整備の項目
 - ア 点検整備
 - ※ 自動車点検基準(昭和28年8月10日 国土交通省令第70号)別表 第7(二輪自動車の定期点検基準)及び別紙3「競技車両点検 一覧」による点検整備
 - イ 選手からの申告及び主任審判員等から指摘のあった不具合箇所
- (5) 点検整備の時期等
 - ア 大会開催前までに、(4)アの点検整備を行い、不良箇所を発見した際に は修繕を確実に行うこと。また、全車両同一のコンディションに仕上げ ること。
 - イ 大会 2 日目 (9 日) から 3 日目 (10日)、各競技の前後において上記(4) の点検整備を行うとともに、不良箇所を発見した際には修繕を確実に行うこと。
 - ウ 修繕に用いる部品については、請負業者において調達すること。
 - エ 競技において想定される交換用部品については別紙4「交換用部品一覧」を参考に積算すること。なお、別紙4の数量については概算であり大幅に増減するおそれがある。
- (6) 上記点検整備を行う者は、自動車整備士資格を有すること。

4 その他

- (1) 整備及び修繕内容の細部については、警察庁担当者及び主任審判員と協議のうえ決定すること。
- (2) 上記 3 (4) 及び (5) の点検整備等を行う都度、警察庁担当者及び主任審判員の確認を受けること。
- (3) 点検整備等にあたっては、大会の進行に影響を及ぼさない体制を確保すること。
- (4) 大会期間中、公平性を担保するため、選手等との接触を避けるととも に車両点検整備に関する一切の情報について漏洩してはならない。また、 大会期間中の宿泊場所については、警察庁担当者と協議のうえ決定する こと。
- (5) 車両借上げ期間に使用する燃料を用意すること。
- (6) 契約に必要となる全ての費用は、請負業者において負担すること。
- (7) 作業完了後、完了報告書を提出すること。
- (8) 本仕様書の記載事項等に疑義が生じた場合は、警察庁担当者と協議して決定するものとする。

競技車両の点検一覧

競技車両は、ホンダCB1300P型とする

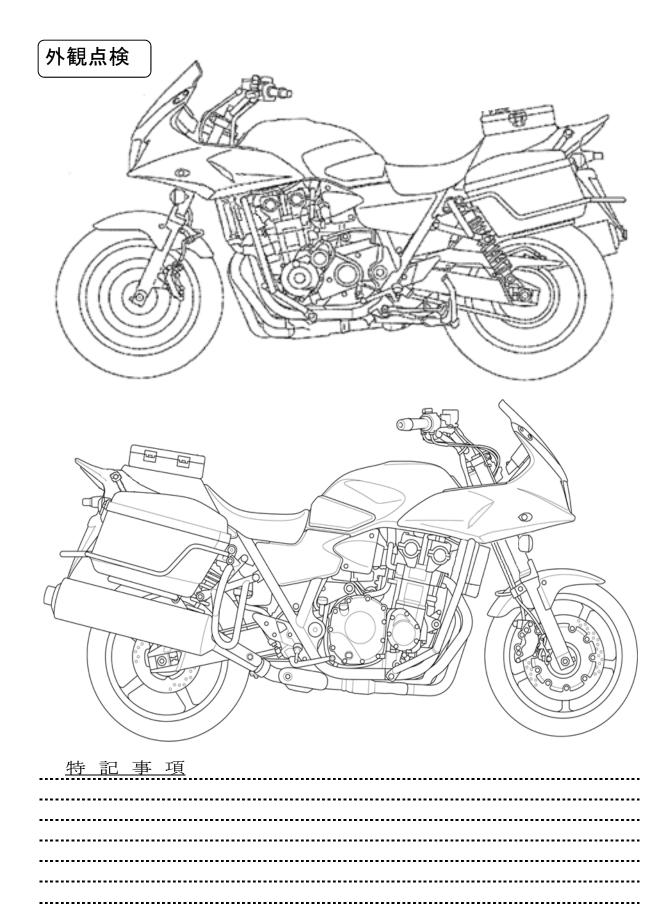
	競技車両	可の所属	車 両 番 号	車 台 番 号	走 行 距 離
ſ	警視庁			SC62-	
	第	交通機動隊			km

点検欄は、次の記号により記入すること。

点検良及び取り外し「レ」、交換「×」、給油「L」、取付け「T」、調整「A」

項目	点 検 内 容	車両検査	競技前	競技後
	フロント : ダンロップ ROAD SMART Ⅲ P、空 気圧※ 250kPa			
	リヤ :ダンロップ ROAD SMART Ⅲ P、空 気 圧 ※ 290kPa			
タイヤ	装着後、走行距離が1,000km以下で残溝が接地面全周にわたり			
	1.5mm以上あること(新品タイヤは300km程度走行)			
エンジンオイル	オイル量がレベルの上限まであること			
クラッチ液	オイル量が"LOWER"以上であること			
バンパ(フロント、リヤ)	曲がりを点検し、異常のあるものは交換する (ゴムキャップは外す)			
ブレーキレバー	傷、曲がりを点検し、異常のあるものは交換する			
クラッチレバー	傷、曲がりを点検し、異常のあるものは交換する			
アクスル	作動を点検し、異常のあるものは交換する			
ラジエータ液	冷却液量が"UPPER"と"LOWER"のマーク間にあること			
電動ファン	エンジン暖機運転し、ファンが作動するか点検する			
ク゛リップ゜ラハ゛ー・ウエイト	傷、損傷を点検し、異常のあるものは交換する			
ハンドル	曲がり、取付け状態を点検し、異常がある場合は調整又は交換する			
	ピポットボルト/ナットのゆるみ、損傷を点検し、増し締め又は交換する			
サイドスタンド/メイ ンスタンド	・ 作動を点検し、異常がある場合は注油又は交換する			
	サイドスタンドスイッチの点検を行う			
サイドカバー	取付け状態、損傷を点検し、異常のあるものは交換する			
灯火類	作動、汚れ及び損傷を点検し、異常のあるものは交換する			
18 	スタータを操作してエンジンが始動するかを点検し、始動しないものは			
バッテリ	充電又は交換する			
[W 46]	エンジンを始動したとき、ゲージの指針が"E"マークの手前1本目を示す			
燃料	ようにフューエルタンク内のガソリン量を調整する			
車検証類	取り出し各隊にて保管			
サイドボックス内カー	取り外す			
ロケ及び無線機	4Χ ¹ / ₂ γ 9			
パトロールライト	回転灯用カプラは防水対策を施すこと 取り外す			
/スピーカ	4X'77F 9			
バックミラー	取り外す			
エンジンキー	キーホルダー等は取り外す			
スピードメータ類	スピードメータ点検小票は、無線ボックス内に貼付する			
に貼付ステッカ				
バンクセンサー	損傷していても交換しないこと			
マスキング	車両に識別番号がある場合はマスキングを施すこと(終了後、剥がすこと)			
その他	各ボックス内に、不要物がないこと。			

DUNLOP ROAD SMART ⅢP 120/70 ZR 17 M/C 58W DUNLOP ROAD SMART ⅢP 180/55 ZR 17 M/C 73W ※本紙「競技車両の点検一覧」は、車両搭載の書類箱に保管願います。



	車両検査	競技前	競技後
点 検	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日
氏 名	印	印	印
走行距離	km	km	km

交換用部品一覧 【ホンダ社製 CB1300P】

	部品名	数量(式)
1	右フロントバンパー	30
2	左フロントバンパー	30
3	右リヤバンパー	30
4	左リヤバンパー	30
5	バンクセンサー	120
6	右サイドカバー	5
7	左サイドカバー	5
8	右エアクリーナーカバー	5
9	左エアクリーナーカバー	5
10	エキゾーストパイプ	10
11	エキゾーストパイプガスケット	20
12	マフラーパッキン	10
13	Rクランクケースカバー	10
14	Rカバーガスケット	10
15	シングルシートカウル	5
16	フューエルタンクセット	5
17	ベースパッキン	5
18	Oリング	5
19	左ステップホルダー	5
20	スプリットピン	15
21	右サイドボックス	10
22	左サイドボックス	10

競技車両点検一覧

競技車両は、ホンダCRF250L型とする

番 号	車 台 番 号	

点検欄は、次の記号により記入すること。

点検良及び取り外し「レ」、交換「×」、給油「L」、取付け「T」、調整「A」

項	目	点 検 内 容	車両検査
		ハンドルの操作具合、曲がり及び取付け状態	
かじ取り装置		フロント・ホークの損傷等	
		ハンドル位置:ポンチマーク1個分、上方向へ回すこと	
		遊び及びブレーキの効き具合	
制動装置		ロッド及びケーブル類の緩み、がた及び損傷	
		ホース、パイプ類の漏れ、損傷及び取付け状態	
		フロント :ブリヂストンTW301 3.00-21 51P、空気圧※100kPa	
走行装置		リヤ :ブリヂストンTW302 120/80-18 M/C 62P 、空気圧※80kPa	
走 17 表直		1.5mm以上あること(新品タイヤは300km程度走行)	
		ホイール等 :ナット、ボルトの緩み及びホイールベアリングのがた	
緩衝装置		サスペンションアームのがた及び損傷	
被倒衣里		ショックアブソーバの油漏れ及び損傷	
動力伝達物	比黑	ミッションオイル量、漏れ	
到刀(4)建。	衣	チェーンの緩み及びスプロケット摩耗状態等	
電気装置		バッテリ電圧及びターミナルの緩み等	
电刈衣恒		点火プラグの状態	
		オイル量、漏れ(冷却水含む)	
原動機		スロットルバルブ等作動状態、低速及び加速の状態等	
/尔男//戏		燃料装置の漏れの有無	
		排気の状態	
マフラー類	į	取付けの緩み及び損傷、機能	
フレーム		緩み及び損傷	
各レバー		傷、曲がりを点検し、異常のあるものは交換する	
アクスル		作動を点検し、異常のあるものは交換する	
ク゛リップ゜ラハ゛	゚ー・ウエイ	傷、損傷を点検し、異常のあるものは交換する	
スタンド類		ピポットボルト/ナットのゆるみ、損傷を点検し、増し締め又は交換する	
		・ 作動を点検し、異常がある場合は注油又は交換する	
その他		シャシ各部の給油脂状態、ガード類の取付状態、その他	

特記事項		
,	 	

交換用部品一覧

【ホンダ社製 CRF250L】

	部品名	数量(式)
1	ハンドル	10
2	スロットルグリップ (ケーブル含む)	10
3	ブレーキレバー・ペダル(ケーブル・ホース含む)	10
4	クラッチレバー (ケーブル含む)	10
5	シフトペダル	10
6	ブレーキパッド (前)	15
7	ブレーキパッド(後)	15
8	ブレーキディスクローター (前)	10
9	ブレーキディスクローター(後)	10
10	運転者乗車ステップ(左)	10
11	運転者乗車ステップ(右)	10
12	ブレーキリザーバータンク(前、フルード含む)	5
13	ブレーキリザーバータンク(後、フルード含む)	5
14	マフラー	5
15	燃料タンク	5
16	乗車シート	5
17	フロントフェンダー及びサイドカバー(左)	5
18	フロントフェンダー及びサイドカバー(右)	5
19	フロントフォーク	3